

平成21年第4回土別市議会臨時会会議録

平成21年5月29日(金)

午前10時10分 開会

午前10時37分 閉会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第1 会期の決定について

日程第2 議案第68号 土別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 土別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第70号 土別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程 決議案第2号 北朝鮮の核実験に抗議する決議について

閉会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	池田 亨 君	3番	伊藤 隆雄 君
	4番	井上 久嗣 君	5番	丹 正 臣 君
	6番	粥川 章 君	7番	小池 浩美 君
	8番	柿崎 由美子 君	11番	遠山 昭二 君
	12番	岡崎 治夫 君	13番	谷口 隆徳 君
	14番	山田 道行 君	15番	田宮 正秋 君
	16番	斉藤 昇 君	17番	山居 忠彰 君
	18番	牧野 勇司 君	19番	菅原 清一郎 君
	20番	中村 稔 君	21番	神田 壽昭 君
議長	22番	岡田 久俊 君		

欠席議員(1名)

9番 平野 洋一 君

出席説明員

市 長 田 苺子 進 君 副 市 長 相 山 慎 二 君

総務部長(併)
選挙管理委員会
事務局 長

鈴木 久典 君

市民部次長
兼 税務課長

高橋 哲司 君

保健福祉部長

織田 勝 君

経済部長

相山 佳則 君

建設水道部長

土岐 浩二 君

朝日総合支所長

城守 正廣 君

市立病院事務局長

吉田 博行 君

教育委員会
委員長

佐々木 正雄 君

教育委員会
教育部長

辻 正信 君

農業委員会
会長職務代理者

平 進 君

農業委員会
事務局 長

伊藤 暁 君

監査委員

三原 紘隆 君

監査委員
事務局 長

谷口 春三 君

事務局出席者

議会事務局 長

藤田 功 君

議会事務局
総務課 長

小ヶ島 清一 君

議会事務局
総務課 主査

東川 晃宏 君

議会事務局
総務課主任主事

御代田 知香 君

議会事務局
総務課 主事

岡村 慎哉 君

(午前10時10分 開会)

議長(岡田久俊君) 平成21年第4回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超過しておりますので、議会は成立いたしました。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) 本臨時会の会議録署名議員には、14番 山田道行議員、15番 田宮正秋議員、16番 齊藤 昇議員を指名いたします。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

はじめに、議員の欠席についてであります。9番 平野洋一議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第68号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

2. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長 田 莉 子 進 副市長 相 山 慎 二

総務部長(併) 鈴木 久 典 保健福祉部長 織 田 勝
選挙管理委員会 事務局長

経済部長 相 山 佳 則 建設水道部長 土 岐 浩 二

朝日総合支所長 城 守 正 廣 市立病院事務局長 吉 田 博 行

総務部次長 三 好 信 之 企画振興室長 林 浩 二
兼財政課長(併) 兼企画課長
選挙管理委員会 事務局次長

市民部次長 兼 税務課長	高橋 哲 司	保健福祉部次長 兼 福祉課長	岡 強 志
保健福祉部 コスモス苑所長 兼コスモスサービス センター所長	山口 健	経済部次長兼 商工労働観光課長	石川 敏
経済部国営農地 再編推進室長	鈴木 静 男	建設水道部次長 兼 建築課長	富田 強
朝日総合支所次長 兼地域振興課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	川越 一 男	市立病院事務局次長 兼 総務課長	山本 良 文
会計室長兼 会計課長	川原 正 樹	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	村上 正 俊
教育委員会 委員長	佐々木 正 雄	教育委員会委員長 職務代理者	尾崎 学
教育委員会 教育部長	辻 正 信	教育委員会 教育部次長兼 学校教育課長	石川 誠
農業委員会 会長職務代理者	平 進	農業委員会 事務局長	伊藤 暁
監査委員	三原 紘 隆	監査委員事務局長	谷口 春 三

3. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	藤田 功	議会事務局 総務課長	小ヶ島 清 一
議会事務局 総務課主査	東川 晃 宏	議会事務局 総務課主任主事	御代田 知 香
議会事務局 総務課主事	岡村 慎 哉		

以上報告する

平成 21 年 5 月 29 日

土別市議会議長 岡田 久 俊

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、議案第68号 土別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第69号 土別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君） （登壇） ただいま議題となりました議案第68号 土別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第69号 土別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について一括してその概要を御説明申し上げます。

人事院は、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、多くの民間企業の夏季一時金の大幅な減少が見込まれることから、去る5月1日に臨時の人事院勧告により、国家公務員の6月期期末勤勉手当を0.2月分凍結し、支給率を期末手当1.25月分、勤勉手当を0.7月分の計、1.95月分とする勧告を行ったところであります。

本改正は、この人事院勧告を踏まえ、議会議員並びに特別職職員の6月期期末手当、現行1.975月分を0.025月分引下げ、1.95月分とするものであります。

なお、本市では19年4月から独自削減に取り組んでいることを考慮し、今回の引き下げ分0.025月分を12月期期末手当に加えて、現行2.175月分を2.2月分として、年間4.15月分の実支給率は変更とならないよう、あわせて改定するものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

小池 浩美議員。

7番（小池 浩美君） ただいまの御説明によりますと、人事院勧告、5月1日に出ました臨時的な勧告、これを踏まえての提案だということでございました。

それで、本来ですね、公務員の一時金っていうものは、12月のボーナスで調整してきております。このやり方はですね、前の年の8月から当年度の7月までの1年間の民間の給与実態に基づいて、官と民の格差を明らかにして、それを8月の人事院勧告これに反映させる。したがって、12月のボーナス、一時金で調整するというそういうやり方、これが長年のルールなんですね。

ところが、今回はいきなり5月1日に臨時的だとは言いますけれど、人事院は勧告を出しております。今年度の6月のボーナスというのは、もう、昨年度の人事院勧告で、前年度の水準に据え置くというふうに決めてあったものなんです。それが、今回のように6月の一時金を削減するというふうに人事院は勧告しております。

こういうルール破りは戦後初めてだそうですが、5月1日付の産経新聞によりますとですね、「人事院は4月に約2,700社を対象に夏季ボーナスの妥結状況を緊急に調査した」とあります。たった2,700社です。それを調査したと。しかも、本来ならば1年かかって調査するべきところを4月の

17 日間で調査を終えている。それで、産経新聞は「その結果、前年比 13.2%の減額と算出した」と。「今回の勧告が民間よりも小さな下げ幅となったのは、調査対象の企業の約 8 割が未定と回答したため」だと。こういうふうに報道しております。2,700 社のうちの約 8 割が夏季一時金を受結していない。そういうものを対象にして人事院は算出したんですね、公務員のこの今回のボーナスを。こんな短期間で、そして価値が無いと私は思いますけれど、こういったような価値の無い調査を根拠にして削減勧告を出した。

なぜ、今までの手続きを無視し、ルールを無視して、こんな形式的なお茶を濁すようなことをしてまで、5月1日に夏の一時金の減額勧告、これを人事院は出したのか。私はこの事実をどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） お答えを申し上げます。今回の勧告は、昨年来の世界的な金融危機、これに端を発した 100 年に 1 度といわれる景気の悪化。これに伴ってですね、夏季一時金というのは、特に製造業において前年比大幅な減少になるということで、過去 20 年経験の無い大幅なマイナスになることが見込まれた。このことによって、こうした事態は極めて異例だということで、人事院としても民間企業の夏の一時金の決定状況というのを、6月の特別給支給日の基準日である6月1日以前に調査する必要があるというふうに考えたところでありまして、本来、例年どおり5月から実施する民間給与の実態調査とは別に、緊急にその実態を調査したところであります。

調査期間とか、サンプル数ということについては、例年とは異なる状況にはありますけれども、決定済みの企業においては、昨年と比較してマイナス 14.9%と大きく減少するということが見込まれておりまして、このことから、民間と公務員に大きな乖離が生じるということは望ましいことではないと。それから、12月の手当で1年分を精算するということになりますと、12月に大きな減額になってしまうということ。そういう可能性があることなどを考慮して、人事院としては、本年の6月の手当については何らかの調整を講じる必要があるというふうに判断をし、今回の0.2月分の凍結という内容の勧告になったものと考えております。

本市といたしましては、給与あるいは手当の改定にあたっては、従前から人事院勧告を尊重しながら当たってきておりますので、今回の対応とさせていただいたところであります。以上です。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池 浩美君） 確かに景気が悪いということで、非常に悪いということで、民間の落ち込みは大きいとは思いますが、しかしながら、今、私が先ほど言いましたように、あまりにもずさんな調査のもとに大急ぎでやったというこの人事院のやり方ですね。

それですね、政府与党はですね、「国家公務員の給与の検討に関するプロジェクトチーム」というものを作っております。それで、勧告5月1日ですからその1カ月前、4月2日にはですね、国家公務員の6月ボーナスを減額する法律案を了承しております。これは、自民・公明両党でつくっているプロジェクトチームです。私はですね、このプロジェクトチーム、政府の圧力に屈して、ルールを無視してまで、夏の一時金削減勧告を人事院は出したのではないかというふうに考えるものです。

一方で政府は、定額給付金などと言って予算の大判振る舞いをしておりますよね。それで、消費せよ、消費せよと。国民には、ばらまきだと批判されておりますけれどね。こういうような状況の中で、公務員の一時金を削っていくというのは大きな矛盾があると思います。

私は、政府が人事院に介入して、異例のボーナス減額の法律改正を行ったのではないかというふうに考えておりますが、この人事院への不当な介入。政治的な党略的な圧力があったのではないかというふうに考えるんですが、どのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

議長（岡田久俊君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） お答え申し上げます。人事勧告は、労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した給与を確保するという機能を有しているものでありまして、公務員の給与水準を民間企業の従事者と均衡させるということを基本に勧告を行っているところであります。

今回の人事院勧告につきましても、社会情勢に反映したものであるということで私たちのほうは捉えています。以上です。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池 浩美君） 今回ボーナスが減額すると、当然、民間の春闘とか賃金交渉にマイナスの影響を与えるのは、火を見るより明らかだと思うんですね。個人消費を温めて内需拡大をしようという、こういうふうに政府は言っているわけですよ。それで、お金使いましょ、使いましょっていうふうにして、今度もまた補正が上がってくるわけですけどもね。これは、政府の言う景気対策に逆行するようなことではないかと私は思いますし、当然、この土別市の地域経済にも大きな打撃を与えることとなるのではないかと考えますけれど、こころ辺のことはどのようにお考えかお聞きしたいということと、もう一つはですね、先ほども市長さんの説明でありましたが、土別市は19年4月から22年3月末までには、期末手当特別職が年0.25月分、一般職員は年0.15月分、もう既に独自削減しているわけですね。今回さらに削減すると、一体総額としてどのくらいの額になるか、それも一緒にお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） お答え申し上げます。まず、本市では、お話にありましたように、既に独自削減ということに取り組んでおりまして、今回給与の5%の削減のほかに、手当として6月に0.15月分、それから12月に0.15月分で合計0.3月分の削減を22年度まで実施している状況にあります。

今回6月の勤勉手当の支給率を0.75月分から0.7月分に変更しようということでもありますけれども、この削減となった0.05月分につきましては、これは特別職では0.025月分になりますけれども、これにつきましては12月の手当の際にこれを戻すという形をとっております。現時点において年間の支給率というのは、4.2月分で総額として変更にならないということもありますので、他の企業あるいは地域経済に及ぼす影響も少ないものと考えておりますし、また、今回の対応に当たってはそういった視点も持って対応してきたところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、今回の改定による影響額でありますけれども、病院会計を含む全会計で約1,070万円というふうに推計をいたしております。以上です。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池 浩美君） 最後にお聞きしますけれど、これ勧告を受け入れなかった場合ですね、何らかのペナルティー、例えばですね、交付税を減らされるとかそういうのはあるのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） お答え申し上げます。勧告どおりにというか、国の基準を上回った場合においては、交付税の関係ですとかそういうところで、そういった指導があるということはございません。以上です。

議長（岡田久俊君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号、及び議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第 3、議案第 70 号 土別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君） （登壇） ただいま議題となりました議案第 70 号 土別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

去る 5 月 1 日、人事院は国家公務員と民間との夏季一時金の支給差が大きくなることが懸念されることから、一般職職員の支給を 0.2 月分凍結する臨時の勧告を行ったところであります。

本改正は、これらの勧告を踏まえて、期末勤勉手当の支給率の改定をいたそうとするもので、一般職職員については、19 年 4 月から独自削減により給料 5 %、年間期末手当 0.3 月分の減額を行っていることを考慮する中で、勤勉手当を 0.05 月分を引き下げ、0.7 月分とし、6 月期期末勤勉手当の支給率、2 月分を 1.95 月分とするものであります。

あわせて 12 月期期末手当の支給率、現行 1.45 月分を 1.5 月分に変更することで、年間の支給率については、現行と同率の 4.2 月分といたすものであります。

なお、今回の臨時の人事院勧告に伴う、0.2 月分の凍結につきましては、市立病院の医師も含めた全職員を対象として行うものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、お諮り致します。

斉藤 昇議員から、急施案件として、北朝鮮の核実験に抗議する決議についてが提出されました。

所定の賛成者がおりますので、この際、これを急施案件と認め、日程に追加し、議題と致した

いと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、北朝鮮の核実験に抗議する決議についてを急施案件と認め、これを決議案第2号として日程に追加し、議題に供します。

提案者の説明を求めます。斉藤 昇議員。

16番(斉藤 昇君) (登壇)

ただいま議題となりました決議案第2号 北朝鮮の核実験に抗議する決議について、決議文の朗読をもって提案理由に変えさせていただきたいと思います。

核兵器の廃絶は、最初の被爆国である日本をはじめ、今や全世界の人類共通の願いとなっている。

しかしながら、北朝鮮政府は、5月25日に2度目の核実験を強行した。これは、北朝鮮に対して「さらなる核実験またはミサイルの発射を行わないよう」求めた国連安全保障理事会決議1718(2006年10月14日)に違反し、決して許されるものではない。

非核平和都市宣言を行った土別市において、本市議会は、これまでも核保有国が核実験を行った際に抗議の意思を表明してきた。今日、世界の中で核兵器廃絶に向かう新たな機運が生まれつつあるときに行われた今回の核実験は、こうした動きに逆行し、北東アジアの平和と安全を脅かすものである。

よって、本市議会は、北朝鮮政府に対し、核実験の強行に強く抗議するとともに、今後いかなる核実験も行わないこと、核兵器及び核兵器開発計画を放棄することを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成21年5月29日 土別市議会

以上申し上げて、提案理由の説明といたします。

御賛同の上、議決をいただきますようお願い申し上げる次第であります。(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

平成21年第4回臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労様でした。

(午前10時37分 閉会)